

第 105 期決算公告

平成 19 年 6 月 20 日

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号

株式会社 きらやか銀行

取締役頭取 長谷川 憲治

株式会社 山形しあわせ銀行

第 105 期末（平成 19 年 3 月 31 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| （ 資 産 の 部 ） | | （ 負 債 の 部 ） | |
| 現 金 預 け | 34,172 | 預 金 | 570,220 |
| 現 金 | 19,646 | 当 座 預 金 | 12,479 |
| 預 け 金 | 14,526 | 普 通 預 金 | 172,648 |
| コ ー ル 口 | 20,000 | 貯 蓄 預 金 | 950 |
| 有 価 証 券 | 112,691 | 通 知 預 金 | 5,903 |
| 国 債 | 64,680 | 定 期 預 金 | 363,306 |
| 地 方 債 | 158 | 定 期 積 金 | 12,999 |
| 社 債 | 15,680 | そ の 他 の 預 金 | 1,932 |
| 株 式 証 券 | 6,975 | コ ー ル マ ネ | 1,771 |
| そ の 他 の 証 券 | 25,196 | 借 用 金 | 6,000 |
| 貸 出 金 | 420,979 | 借 入 金 | 6,000 |
| 割 引 手 形 付 | 11,785 | 外 国 為 替 | 15 |
| 手 形 貸 付 | 33,578 | 売 渡 外 国 為 替 | 15 |
| 証 書 貸 付 | 341,078 | そ の 他 負 債 | 1,723 |
| 当 座 貸 越 | 34,536 | 未 決 済 為 替 | 234 |
| 外 国 為 替 | 269 | 未 払 法 人 税 | 43 |
| 外 国 他 店 預 け | 269 | 未 払 費 用 | 937 |
| 買 入 外 国 為 替 | 0 | 前 受 収 益 | 305 |
| そ の 他 資 産 | 4,010 | 給 付 補 て ん 備 | 5 |
| 未 決 済 為 替 | 188 | 金 融 派 生 商 品 | 95 |
| 未 払 費 用 | 915 | そ の 他 の 負 債 | 101 |
| 未 収 収 益 | 813 | 退 職 給 付 引 当 金 | 254 |
| そ の 他 の 資 産 | 2,093 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 247 |
| 有 形 固 定 資 産 | 13,672 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 2,047 |
| 建 物 | 4,817 | 支 払 承 諾 | 5,954 |
| 土 地 | 8,097 | | |
| 建 設 仮 勘 定 資 産 | 108 | 負 債 の 部 合 計 | 588,233 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 649 | （ 純 資 産 の 部 ） | |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,877 | 資 本 金 | 5,200 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 120 | 資 本 剰 余 金 | 3,324 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 1,757 | 資 本 準 備 金 | 3,324 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 2,903 | 利 益 剰 余 金 | 10,311 |
| 支 払 承 諾 見 返 金 | 5,954 | 利 益 準 備 金 | 1,908 |
| 貸 倒 引 当 金 | 9,630 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 8,402 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △ 5 | 退 職 給 与 積 立 金 | 500 |
| | | 特 別 償 却 準 備 金 | 10 |
| | | 別 途 積 立 金 | 11,002 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | △ 3,110 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 18,835 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △ 3,154 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △ 0 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 2,981 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | △ 173 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 18,661 |
| 資 産 の 部 合 計 | 606,895 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 606,895 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|---------|
| 建 物 | 22年～50年 |
| 動 産 | 4年～15年 |

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,254百万円であります。

9. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（追加情報）

投資に対する損失への対応を十分に図るため、当期より投資損失引当金を計上しております。これにより経常費用が5百万円増加し、経常損失が5百万円増加し、税引前当期純損失が5百万円増加しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | 発生年度において全額損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理 |

なお、会計基準変更時差異（2,189百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。

(追加情報)

退職給付における数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が15年を下回ったため、償却年数を13年に変更しております。

この変更により経常費用が27百万円増加し、経常損失が27百万円増加し、税引前当期純損失が27百万円増加しております。

11. 従来、役員退職慰労引当金は、支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）を当期から早期適用し、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。（会計方針の変更）

従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、この変更に伴い、当期発生額34百万円は経常費用に計上し、適用初年度の期首に計上すべき過年度相当額212百万円は特別損失に計上しております。

この結果、従来と同一の会計基準によった場合に比べ、経常費用が34百万円増加に伴い、経常損失が34百万円増加し、税引前当期純損失が246百万円増加しております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに有効性の評価をしております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式により行っております。
16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額は133百万円であります。
17. 親会社株式の金額は33百万円であります。
18. 関係会社の株式（及び出資）総額（親会社株式を除く）60百万円であります。
19. 有形固定資産の減価償却累計額は11,508百万円であります。
20. 有形固定資産の圧縮記帳額は1,030百万円であります。
21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器及び車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

| | | |
|---------------|-----|--------|
| 1. 取得原価相当額 | 動産 | 710百万円 |
| | その他 | 一百万円 |
| | 合計 | 710百万円 |
| 2. 減価償却累計額相当額 | 動産 | 411百万円 |
| | その他 | 一百万円 |
| | 合計 | 411百万円 |
| 3. 期末残高相当額 | 動産 | 299百万円 |
| | その他 | 一百万円 |
| | 合計 | 299百万円 |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

| | | |
|------------|-----|--------|
| 4. 未経過リース料 | 1年内 | 112百万円 |
| 期末残高相当額 | 1年超 | 186百万円 |
| | 合計 | 299百万円 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|----------|--------|
| 支払リース料 | 122百万円 |
| 減価償却費相当額 | 122百万円 |

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,742百万円、延滞債権額は24,961百万円であります。

なお、破綻先債権とは、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金で、自己査定において債務者区分が「破綻先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

また、延滞債権とは、破綻先債権に該当しない貸出金で、自己査定において債務者区分が「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

23. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は0百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金であります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,736百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、経済的困難に陥った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的に、債務者に有利となる一定の譲歩を与える約定変更の改定等を行った貸出金であります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,440百万円であります。

なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、500百万円であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,786百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | | |
|------|-------|-----|
| 有価証券 | 3,897 | 百万円 |
| その他 | 5 | 百万円 |

担保資産に対応する債務

| | | |
|----|-----|-----|
| 預金 | 110 | 百万円 |
|----|-----|-----|

上記のほか、為替決済として、有価証券21,524百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は、492百万円であります。

29. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ 3,832 百万円

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000 百万円が含まれております。
31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 1,730 百万円であります。
32. 1 株当たりの純資産額は、298 円 43 銭であります。

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は、「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 2 銭減少しております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下

36. まで同様であります。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 貸借対照表計 上額(百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 国 債 | — | — | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — | — | — |
| 社 債 | 8,370 | 8,412 | 42 | 93 | 51 |
| その他 | 18,333 | 18,138 | Δ 195 | 60 | 256 |
| 合 計 | 26,703 | 26,550 | Δ 153 | 154 | 307 |

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 貸借対照表計 上額(百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----|---------------|-------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式 | 6,143 | 5,997 | △146 | 251 | 397 |
| 債券 | 73,287 | 70,419 | △2,867 | 2 | 2,869 |
| 国債 | 67,468 | 64,680 | △2,788 | 1 | 2,789 |
| 地方債 | 160 | 158 | △1 | 0 | 1 |
| 社債 | 5,658 | 5,580 | △78 | 0 | 78 |
| その他 | 7,002 | 6,862 | △140 | 40 | 180 |
| 合計 | 86,433 | 83,279 | △3,154 | 294 | 3,448 |

34. 当期中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません

35. 当期中に売却したその他有価証券

| | 売却額(百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|----------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 88,319 | 1,440 | 644 |
| 合 計 | 88,319 | 1,440 | 644 |

36. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内 容 | 貸借対照表計上額(百万円) |
|-----------------------------------|---------------|
| 満期保有目的の債券 非公募事業債 | 1,730 |
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 | 10 |
| 関連法人等株式 | 50 |
| その他有価証券 非上場株式 | 917 |

37. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券 | 1,192 | 28,039 | 19,227 | 32,060 |
| 国債 | — | 18,838 | 13,781 | 32,060 |
| 地方債 | 61 | 7 | 89 | — |
| 社債 | 1,130 | 9,193 | 5,355 | — |
| その他 | 346 | 7,120 | 10,003 | 4,106 |
| 合計 | 1,538 | 35,160 | 29,230 | 36,166 |

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は116,180百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが109,969百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | |
|------------------|--------------|
| 貸倒引当金損金算入限度額超過額 | 3,940 百万円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 102 |
| 減価償却超過額 | 171 |
| 税務上の繰越欠損金 | 2,215 |
| その他 | <u>1,647</u> |

繰延税金資産小計

8,077

評価性引当額

△4,796

繰延税金資産合計

3,280

繰延税金負債

退職給付費用支出額

370

特別償却

7

繰延税金負債合計

377

繰延税金資産の純額

2,903 百万円

40. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権（又は株主資本及び評価・換算差額等）に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は18,662百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益は、「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他資産」として表示しております。

③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

第105期

平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 |
|-----|---------------------|--------|
| 経 | 常 収 益 | 17,052 |
| | 資 金 運 用 収 益 | 12,427 |
| | 貸 出 金 利 息 | 10,802 |
| | 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | 1,597 |
| | コ ー ル ロ ー ン 利 息 | 22 |
| | 預 け 金 利 息 | 4 |
| | そ の 他 の 受 入 利 息 | 1 |
| | 役 務 取 引 等 収 益 | 2,235 |
| | 受 入 為 替 手 数 料 | 608 |
| | そ の 他 の 役 務 収 益 | 1,626 |
| | そ の 他 業 務 収 益 | 131 |
| | 外 国 為 替 売 買 益 | 16 |
| | 商 品 有 価 証 券 売 買 益 | 5 |
| | 国 債 等 債 券 売 却 益 | 94 |
| | 国 債 等 債 券 償 還 益 | 15 |
| | そ の 他 経 常 収 益 | 2,258 |
| | 株 式 等 売 却 益 | 1,370 |
| | そ の 他 の 経 常 収 益 | 887 |
| 経 | 常 費 用 | 18,615 |
| | 資 金 調 達 費 用 | 1,392 |
| | 預 金 利 息 | 787 |
| | コ ー ル マ ネ ー 利 息 | 105 |
| | 借 用 金 利 息 | 155 |
| | 金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息 | 339 |
| | そ の 他 の 支 払 利 息 | 4 |
| | 役 務 取 引 等 費 用 | 968 |
| | 支 払 為 替 手 数 料 | 111 |
| | そ の 他 の 役 務 費 用 | 857 |
| | そ の 他 業 務 費 用 | 231 |
| | 国 債 等 債 券 売 却 損 | 122 |
| | 国 債 等 債 券 償 還 損 | 6 |
| | 金 融 派 生 商 品 費 用 | 103 |
| | 営 業 経 費 | 10,193 |
| | そ の 他 経 常 費 用 | 5,828 |
| | 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 3,556 |
| | 貸 出 金 償 却 | 2 |
| | 取 引 先 支 援 損 | 730 |
| | 債 権 売 却 等 | 0 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------------------------|-----|----------------|
| 株 式 等 売 却 損 | 521 | |
| 株 式 等 償 却 | 17 | |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 995 | |
| 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 5 | |
| 経 常 損 失 | | △ 1,562 |
| 特 別 利 益 | | 39 |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 34 | |
| そ の 他 の 特 別 利 益 | 5 | |
| 特 別 損 失 | | 516 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 97 | |
| 減 損 損 失 | 206 | |
| そ の 他 の 特 別 損 失 | 212 | |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | | △ 2,039 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 24 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | 1,210 |
| 当 期 純 損 失 | | △ 3,274 |

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

| | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 68 百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 1 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 9 百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | 0 百万円 |

関係会社との取引による費用

| | |
|----------------------|---------|
| 資金運用取引に係る費用総額 | 155 百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 929 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 一百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 一百万円 |

3. 1株当たり当期純損失金額は52円36銭であります。

4. 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を特別損失に計上しております。

場 所： 山形県内

用 途： 厚生施設

種 類： 土地

減損損失： 206百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（連合店を形成している店舗については連合店単位）で行っております。なお、店舗の所在地にあって当該店舗に帰属すると認められる店外ATM及び社宅・寮等の資産は、当該店舗に含めております。

減損損失を計上した保養所は、売却可能額が帳簿価格の50%を下回っており、売却を予定しているため、帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額206百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 「その他の特別損失」は、役員退職慰勞引当金繰入額212百万円であります。

6. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。

第 105 期末（平成 19 年 3 月 31 日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| （ 資 産 の 部 ） | | （ 負 債 の 部 ） | |
| 現 金 預 け 金 | 34,172 | 預 金 | 570,168 |
| コールローン及び買入手形 | 20,000 | コールマネー及び売渡手形 | 1,771 |
| 有 価 証 券 | 112,631 | 借 用 金 | 6,000 |
| 貸 出 金 | 420,979 | 外 国 為 替 | 15 |
| 外 国 為 替 | 269 | そ の 他 負 債 | 1,735 |
| そ の 他 資 産 | 4,011 | 賞 与 引 当 金 | 15 |
| 有 形 固 定 資 産 | 13,674 | 退 職 給 付 引 当 金 | 261 |
| 建 物 | 4,818 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 258 |
| 土 地 | 8,097 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 2,047 |
| 建 物 仮 勘 定 | 108 | 支 払 承 諾 | 5,954 |
| その他の有形固定資産 | 650 | 負 債 の 部 合 計 | 588,227 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,877 | （ 純 資 産 の 部 ） | |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 120 | 資 本 金 | 5,200 |
| その他の無形固定資産 | 1,757 | 資 本 剰 余 金 | 3,324 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 2,912 | 利 益 剰 余 金 | 10,269 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 5,954 | 株 主 資 本 合 計 | 18,793 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 9,630 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △ 3,154 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △ 5 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △ 0 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 2,981 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | △ 173 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 18,620 |
| 資 産 の 部 合 計 | 606,848 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 606,848 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|-------------|
| 建 物 | 22 年 ～ 50 年 |
| 動 産 | 4 年 ～ 15 年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）及びリース期間定額法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により処理しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
7. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,254百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（追加情報）

投資に対する損失への対応を十分に図るため、当連結会計年度より投資損失引当金を計上しております。これにより経常費用が5百万円増加し、経常損失が5百万円増加し、税金等調整前当期純損失が5百万円増加しております。

10. 連結子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | 発生年度において全額損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 |

なお、会計基準変更時差異（2,189百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。

（追加情報）

退職給付における数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が15年を下回ったため、償却年数を13年に変更しております。

この変更により経常費用が27百万円増加し、経常損失が27百万円増加し、税金等調整前純損失が27百万円増加しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、従来、役員退職慰労引当金は、支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員慰労退職金引当等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）を当連結会計年度から早期適用し役員退職慰労引当金を計上しております。この変更に伴い、当連結会計年度発生額 45 百万円は経常費用に計上し、適用初年度の期首に計上すべき過年度相当額 212 百万円は特別損失に計上しております。

この結果、従来と同一の会計基準によった場合に比べ、経常費用が 45 百万円増加に伴い、経常損失が 45 百万円増加し、税金等調整前当期純損失が 258 百万円増加しております。

13. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに有効性の評価をしております。

15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

17. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額は 132 百万円であります。

18. 関係会社の株式（及び出資）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く）は 33 百万円であります。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は 11,514 百万円であります。

20. 有形固定資産の圧縮記帳額は 1,030 百万円であります。

21. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器及び車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（借主側）

| | | |
|---------------|-----|---------|
| 1. 取得価額相当額 | 動産 | 775 百万円 |
| | その他 | — 百万円 |
| | 合計 | 775 百万円 |
| 2. 減価償却累計額相当額 | 動産 | 450 百万円 |
| | その他 | — 百万円 |
| | 合計 | 450 百万円 |
| 3. 年度末残高相当額 | 動産 | 324 百万円 |
| | その他 | — 百万円 |
| | 合計 | 324 百万円 |

（注）取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

| | | |
|--------------------|-----|--------|
| 4. 未経過リース料年度末残高相当額 | 1年内 | 126百万円 |
| | 1年超 | 198百万円 |
| | 合計 | 324百万円 |

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

5. 支払リース料、減価償却費相当額

| | |
|----------|-------|
| 支払リース料 | 66百万円 |
| 減価償却費相当額 | 66百万円 |

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(貸主側)

| | | |
|---------------|-----|------|
| 1. 取得価額相当額 | 動産 | —百万円 |
| | その他 | —百万円 |
| | 合計 | —百万円 |
| 2. 減価償却累計額相当額 | 動産 | —百万円 |
| | その他 | —百万円 |
| | 合計 | —百万円 |
| 3. 年度末残高相当額 | 動産 | —百万円 |
| | その他 | —百万円 |
| | 合計 | —百万円 |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。

| | | |
|--------------------|-----|------|
| 4. 未経過リース料年度末残高相当額 | 1年内 | —百万円 |
| | 1年超 | —百万円 |
| | 合計 | —百万円 |

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。

5. 受取リース料、減価償却費相当額

| | |
|----------|--------|
| 受取リース料 | 508百万円 |
| 減価償却費相当額 | 508百万円 |

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,742百万円、延滞債権額は24,961百万円であります。

なお、破綻先債権とは、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金で、自己査定において債務者区分が「破綻先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

また、延滞債権とは、破綻先債権に該当しない貸出金で、自己査定において債務者区分が「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

23. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は0百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金であります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,736百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、経済的困難に陥った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的に、債務者に有利となる一定の譲歩を与える約定変更の改定等を行った貸出金であります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,440百万円であります。

なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、500百万円であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,786百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 3,897百万円

その他 5百万円

担保資産に対応する債務

預金 110百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券21,524百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は492百万円であります。

29. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 3,832$ 百万円

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,000百万円が含まれております。

31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,730百万円であります。

32. 1株当たりの純資産額は297円77銭であります。

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。【これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1銭減少しております。】

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

以下32.まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----|----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 国 債 | — | — | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — | — | — |
| 社 債 | 8,370 | 8,412 | 42 | 93 | 51 |
| その他 | 18,333 | 18,138 | △195 | 60 | 256 |
| 合 計 | 26,703 | 26,550 | △153 | 154 | 307 |

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----|---------------|----------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式 | 6,143 | 5,997 | △146 | 251 | 397 |
| 債券 | 73,287 | 70,419 | △2,867 | 2 | 2,869 |
| 国債 | 67,468 | 64,680 | △2,788 | 1 | 2,789 |
| 地方債 | 160 | 158 | △1 | 0 | 1 |
| 社債 | 5,658 | 5,580 | △78 | 0 | 78 |
| その他 | 7,002 | 6,862 | △140 | 40 | 180 |
| 合計 | 86,443 | 83,279 | △3,154 | 294 | 3,448 |

34. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 88,319 | 1,440 | 644 |

35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内 容 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------------------|------------------|
| 満期保有目的の債券 | |
| 非公募事業債 | 1,730 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 (店頭売買株式を除く) | 917 |
| 非公募転換社債 | — |

36. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----|---------------|------------------|-----------------|---------------|
| 債券 | 1,192 | 28,039 | 19,227 | 32,060 |
| 国債 | — | 18,838 | 13,781 | 32,060 |
| 地方債 | 61 | 7 | 89 | — |
| 社債 | 1,130 | 9,193 | 5,355 | — |
| その他 | 346 | 7,120 | 10,003 | 4,106 |
| 合計 | 1,538 | 35,160 | 29,230 | 36,166 |

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は116,180百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが109,969百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

| | |
|------------------|-------------|
| 退職給付債務 | △10,077 百万円 |
| 年金資産（時価） | 7,437 |
| 未積立退職給付債務 | △2,640 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 1,592 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,701 |
| 未認識過去勤務債務（債務の減額） | — |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 653 |
| 前払年金費用 | 915 |
| 退職給付引当金 | △261 |

39. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権および少数株主持分（又は株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分）に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は18,621百万円であります。

- (2) 純額で「繰延ヘッジ損失」(又は「繰延ヘッジ利益」)として「その他資産」(又は「その他負債」)に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- ①これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
- ②「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
- (5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中「のれん」として表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。
40. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。

第105期

平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで

連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------|---------|
| 経常収益 | 18,133 |
| 資金運用収益 | 12,393 |
| 貸出金利息 | 10,764 |
| 有価証券利息配当金 | 1,600 |
| コールローン利息 | 22 |
| 預け金利息 | 4 |
| その他の受入利息 | 1 |
| 役員取引等収益 | 3,069 |
| その他の業務収益 | 132 |
| その他の経常収益 | 2,538 |
| 経常費用 | 19,585 |
| 資金調達費用 | 1,401 |
| 預金利息 | 787 |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 105 |
| 借入金利息 | 164 |
| その他の支払利息 | 344 |
| 役員取引等費用 | 1,759 |
| その他の業務費用 | 231 |
| 営業経費用 | 10,133 |
| その他の経常費用 | 6,058 |
| 貸倒引当金繰入額 | 3,640 |
| その他の経常費用 | 2,417 |
| 経常損失 | △ 1,451 |
| 特別利益 | 39 |
| 償却債権取立益 | 34 |
| その他の特別利益 | 5 |
| 特別損失 | 516 |
| 固定資産処分損失 | 97 |
| 減損損失 | 206 |
| その他の特別損失 | 212 |
| 税金等調整前当期純損失 | △ 1,928 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 153 |
| 法人税等調整額 | 1,193 |
| 少数株主利益 | 34 |
| 当期純損失 | △ 3,309 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損失金額は52円93銭であります。
3. 「その他の経常費用」には、取引先の債権支援損730百万円、株式等売却損521百万円、貸出金償却3百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」には、減損損失206百万円を含んでおります。なお、減損損失については以下のとおりです。

「減損損失」

当行は、以下の資産グループについて減損損失を特別損失に計上しております。

場 所： 山形県内

用 途： 厚生施設

種 類： 土地

減損損失： 206百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（連合店を形成している店舗については連合店単位）で行っております。なお、店舗の所在地にあつて当該店舗に帰属すると認められる店外 ATM 及び社宅・寮等の資産は、当該店舗に含めております。

減損損失を計上した保養所は、売却可能額が帳簿価格の50%を下回っており、売却を予定しているため、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額206百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 「その他の特別損失」は、役員退職慰労引当金繰入額212百万円であります。